

\ パパ・ママ必見! /

子ども・子育てインフォメーション

小・中学校新1年生の遺児の保護者に祝金を支給します

申間子育て支援課 ☎43-9581

市内に住所があり、小・中学校に入学する遺児と同一生計にある保護者に、入学祝金を支給します。

- **対 象** 次のいずれかに該当する児童・生徒
 ▷父か母または両親とも亡くなっている ▷父か母または両親とも生死が不明
- **持 ち 物** ▷上記の状況が確認できる書類
 (児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費受給資格証、遺族年金証書など)
 ▷保護者名義の預金通帳
- **支 給 額** 遺児1人につき1万円
- **申 請 期 間** 4月1日(火)～30日(水)の平日
- **支給予定日** 5月30日(金)

詳しくは
こちら

児童扶養手当制度のお知らせ

申間子育て支援課 ☎43-9581

父または母と同一生計にない、次のいずれかに該当する児童を監護している母、監護しかつ同一生計にある父または養育者(父母以外の人)に対し、児童が18歳に達する日以後最初の3月31日(児童に中程度の障がいがあるときは20歳)まで手当が支給されます。手当は所得に応じて決定されます。

- **対象** 次のいずれかに該当する児童
 ▷父母が離婚 ▷父または母が死亡 ▷父または母が政令で定める程度の障がいの状態
 ▷父または母の生死が明らかでない ▷父または母から1年以上遺棄されている
 ▷父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた
 ▷父または母が1年以上拘禁されている ▷父または母が未婚

全国消費者物価指数の変動により、4月から手当額が2.7%引き上げられます

- ▷手当額 最大で月額46,690円(改定前45,500円)
- ▷第2子以降加算額 最大で月額11,030円(改定前10,750円)

詳しくは
こちら

児童手当の申請はお済みですか？

申間子育て支援課 ☎43-9428

子どもが生まれたときや、他の市区町村から転入したときは、15日以内に申請が必要です。原則、申請した月の翌月分からの支給となりますが、誕生日や転入した日(転出予定日)が月末に近く申請が翌月になった場合でも、15日以内の申請であれば、申請月分から支給します。申請が遅れた場合、さかのぼって支給することができませんので、ご注意ください。

※公務員の場合は勤務先への申請となります。

- **対 象** 高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している人
- **支給時期** 毎年4月、6月、8月、10月、12月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給
- **支 給 額(月額)**

	第1子、2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳～高校生	10,000円	30,000円

詳しくは
こちら

※「第3子以降」とは、22歳到達後の最初の3月31日までの子の中で、3番目以降をいいます。ただし、大学生年代の子については、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の届け出をしている子に限ります。

4月の相談・教室など

会場名の記載がない事業の実施場所は、総合保健センター(田向三丁目6-1)です。

記号の説明 オンライン相談 電話相談 面談による相談 **要申込** 申し込み必要

	名称	日時・場所	対象・定員	内容・持ち物	申込期間	申し込み先 問い合わせ先
妊産婦など	相談 はちまむ相談 (母子健康相談) 	(月)～(金) ※(祝)を除く 8:15～12:00 13:00～17:00	助産師・保健師などが妊産婦や乳幼児の保護者の心身の健康、子育てについて面談・電話・オンライン相談で応じます。 (はちまむとは、八戸のママたちを応援・相談する所です)			すくすく親子健康課 ☎38-0711
	交流会 はちまむサロン (妊産婦交流会) 要申込	18(金)10:00～12:00	妊婦と産後4か月ごろまでの産婦 ●定員 10組	妊産婦が交流する場です。 ●持ち物 母子健康手帳	前日まで	オンライン相談は、市ホームページからも申し込み可
	ケア 産後ケア事業 要申込	随時(施設受入可能日) 受託医療機関など	育児不安などのある産婦と赤ちゃん	日中の通所型や宿泊型のケア ※利用料一部負担あり	1週間前まで	
	教室 両親学級 ～初めてパパ・ママになる方へ～ 要申込	5/14(水) 午前の部 9:30～11:30 午後の部 13:30～15:30	出産予定日が6/26～10/29で、夫婦ともに八戸市に住民票がある初産妊婦とその夫 ●定員 各回24組	赤ちゃんの育て方、パパの沐浴・着替え・オムツ交換体験	4/23(水)～25(金) (先着順)	すくすく親子健康課 ☎38-0711 ☎38-0712
乳幼児	赤ちゃん健康相談 	16(水) 受付 9:45～10:00 終了は12:00ごろ	生後4か月～1歳未満	身長・体重測定、子育てや離乳食についての相談 ●持ち物 母子健康手帳、バスタオル	申し込み不要	
	よちよち健康相談 		1歳～2歳ごろ			
	相談 2～3歳児発達相談 のびのびクラス 要申込 	17(木)9:30～15:10 (初回相談 14:00～15:10)	おおむね 2歳～3歳5か月	子どもの発達についての相談 ※来所時間は予約時にお知らせします。	2週間前まで	すくすく親子健康課 ☎38-0712
	3～5歳児発達相談 あいあいクラス 要申込 	10(木)13:00～14:00 14:15～15:15 (初回相談 9:30～10:30)	おおむね 3歳6か月～5歳			
	栄養士による個人相談 	2(水)10:00～12:00 13:00～16:00	子どもの食生活について、栄養士が相談に応じます。なお、電話相談も随時受け付けています。			
	健診 乳児股関節脱臼検診 要申込	2・16・23・30の各(水) 受付 12:40～13:00 総合健診センター(田向)	生後90日～120日	●持ち物 母子健康手帳、バスタオル、「乳児健診受診票(一式)」に同封されている「股関節脱臼検診受診券」と「親と子の健康度調査アンケート」	受診希望日の3週間前まで	総合健診センター(田向) ☎70-5563
	1歳6か月児健康診査	15(火)	5年9/1～9/16生			
教室	3歳児健康診査	8(火) 22(火)	3年10/1～10/14生 3年10/15～10/26生	対象者には約1か月前にお知らせします。		すくすく親子健康課 ☎38-0712
	すくすく離乳食教室 要申込	11(金) 午前の部 10:30～11:30 午後の部 13:30～14:30	3～5か月の赤ちゃんの保護者 ●定員 各回15組	講話、離乳食作りの見学 ●持ち物 母子健康手帳、筆記用具	1週間前までにすくすく親子健康課 ☎38-0712 母子手帳アプリ 母子モからも申し込み可	
その他	相談 不妊専門相談 要申込 	16(水)16:00～17:00	不妊や不育症で悩む夫婦など ●定員 2組	専門医が相談に応じます。	1週間前まで	すくすく親子健康課 ☎38-0714 (専用電話)
	性と健康の相談 	(月)～(金) ※(祝)を除く 9:00～16:00	性や妊娠・生殖に関することについて保健師・助産師が相談に応じます。			

1人でも乳幼児の保育を行う場合は届け出が必要です

☎問 こども未来課 ☎43-9527

1日に保育する乳幼児の数が1人以上の認可外保育施設(ベビーシッターを含む)を市内で行う場合、事業開始の日から1か月以内に市へ届け出が必要です。

また、事業を始めようとする場合は事前にご相談ください。

※店舗などで臨時に設置する場合を除く



詳しくはこちら



ひとり親家庭の経済的な自立を支援します

☎ 戸 ども家庭相談室 ☎ 38-0703

	高等職業訓練促進給付金等  詳しくはこちら	自立支援教育訓練給付金  詳しくはこちら	高等学校卒業程度認定試験 合格支援給付金  詳しくはこちら
内容	資格取得のため養成機関で修業する場合に、修学期間中の生活費を助成 ※修学前要相談、他条件あり	対象講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を助成 ※受講開始前要相談、他条件あり	対象講座を受講する場合に経費の一部を助成 ※受講開始前要相談、他条件あり
対象	▷ひとり親家庭の親(20歳未満の子を扶養している) ▷児童扶養手当の支給を受けているまたは同等の所得水準にある ▷過去にこの給付金の支給を受けたことがない	▷ひとり親家庭の親(20歳未満の子を扶養している) ▷母子父子自立支援員(こども家庭相談室)と面接し、母子父子自立支援プログラムの策定などを受けていること ▷過去にこの給付金の支給を受けたことがない	▷ひとり親家庭の親(20歳未満の子を扶養している)または扶養されている子 ▷母子父子自立支援員(こども家庭相談室)と面接し、母子父子自立支援プログラムの策定などを受けていること ▷過去にこの給付金の支給を受けたことがない
対象資格・講座	看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、理容師、社会福祉士など	雇用保険の教育訓練給付の対象となる講座	高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む)
支給額	▷促進給付金 最大月額14万円(上限48か月) ▷修了支援給付金 最大5万円	経費の最大60%(上限あり)	①受講開始時給付金…受講費用の4割(上限 通信制10万円・通学制20万円) ②受講修了時給付金…受講費用の1割(①と合わせて上限 通信制12万5千円・通学制25万円) ③合格時給付金…受講費用の1割(①②と合わせて上限 通信制15万円・通学制30万円)

「児童虐待・DVかな？」と思ったら、ご連絡を！



詳しくはこちら

【児童虐待相談】身体的、性的、心理的虐待、ネグレクト(育児の怠慢・拒否など)

戸 市こども家庭相談室 (戸 市こども家庭センター)	☎ 38-0704(直通) ☎ ども家庭相談室 ※メール相談も受付
児童相談所 虐待対応ダイヤル	☎ 189(全国共通) ※24時間受付・通話無料
子ども虐待ホットライン (青森県戸 児童相談所)	☎ 0120-74-6552 ※24時間受付・通話無料

女性に対する
暴力根絶のための
シンボルマーク

【DV相談】配偶者や恋人、パートナーからの身体的、精神的、性的な暴力に悩んでいる人

戸 市配偶者暴力相談支援センター	☎ 38-7339(直通) ☎ 戸 市配偶者暴力相談支援センター ※メール相談も受付
DVホットライン (青森県女性相談支援センター)	☎ 0120-87-3081 ※24時間受付・通話無料
DV相談ナビ	☎ #8008
DV相談+	☎ 0120-279-889 ※24時間受付・通話無料 10か国語に対応

